

通所サービス利用金額表

サービス内容略称	単位	料金 (円)	負担金額	備 考
通所型サービス 1	1, 6 5 5 単位	1 6, 7 8 1 円	1, 6 7 8 円	1 月につき (事業対象者・要支援 1)
通所型サービス 2	3, 3 9 3 単位	3 4, 4 0 5 円	3, 4 4 0 円	1 月につき (事業対象者・要支援 2)
通所型 生活機能向上グループ 活動加算	1 0 0 単位	1, 0 1 4 円	1 0 1 円	1 月につき (利用者に対して、計画的にアクティビティ【集団的に行われるレクリエーション、創作活動等の機能訓練をいう】を実施した場合に加算。
通所型サービス 運動器機能向上加算	2 2 5 単位	2, 2 8 1 円	2 2 8 円	1 月につき (理学療法士等を中心に看護職員等が共同して利用者の運動器機能向上に係る個別の計画を作成し、適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等の一連のプロセスを実施した場合に加算)
通所型サービス 栄養改善加算	1 5 0 単位	1, 5 2 1 円	1 5 2 円	1 月につき (低栄養状態にある利用者に対し、管理栄養士等が看護職員等と[共同して栄養ケア計画を作成し、適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等の一連のプロセスを実施した場合に加算]
通所型サービス 口腔機能向上加算	1 5 0 単位	1, 5 2 1 円	1 5 2 円	1 月につき (口腔機能の低下等のある利用者等に対し、看護師、歯科衛生士等が口腔機能改善のための計画を作成し、適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等の一連のプロセスを実施した場合に加算)
通所型複数 選択的サービス 実施加算 (I 12)	4 8 0 単位	4, 8 6 7 円	4 8 7 円	
通所型複数サービス 選択的サービス複合 実施加算 (II)	7 0 0 単位	7, 0 9 8 円	7 0 9 円	
通所型 サービス提供体制 加算 I (イ) 1 月につき	事業対象者 要支援 1 7 2 単位 事業対象者 要支援 2 1 4 4 単位	事業対象者 要支援 1 7 3 0 円 事業対象者 要支援 2 1, 4 6 0 円	事業対象者 要支援 1 7 3 円 事業対象者 要支援 2 1 4 6 円	1 月につき イ 指定予防通所介護事業の介護職員総数のうち介護福祉士が占める割合が 5 0 % 以上である場合。

通所型 サービス提供体制 加算 I (ロ)	事業対象者 要支援 1 48 単位 事業対象者 要支援 2 96 単位	事業対象者 要支援 1 486 円 事業対象者 要支援 2 973 円	事業対象者 要支援 1 48 円 事業対象者 要支援 2 97 円	1 月につき ロ 指定予防通所介護事業所の介護職員総数のうち介護福祉士が占める割合が40%以上である場合。
通所型サービス 事業所評価加算	120 単位	1,216 円	121 円	1 月につき 運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算の対象となる事業所で、試行的取り組みとして、評価対象となる期間(原則として各1～12月迄の期間)において、利用者の要支援状態の維持改善の割合が一定以上になった場合に、当該評価機関の次年度における当該事業所サービス提供につき加算。
予防通所介護 介護職員処遇改善加算	厚労大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善を実施しているものとして県知事に届け出た事業所が、通所介護サービスを提供した場合、各キャリアパス要件等の適合状況に応じた加算率に相当する単位を加算(1月につき)			
介護職員等特定処遇改善加算	厚労大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善を実施しているものとして県知事に届け出た事業所が、通所介護サービスを提供した場合、各キャリアパス要件等の適合状況に応じた加算率に相当する単位を加算(1月につき)			
その他(食事代)	自己負担 食事代 500 円 (おやつ代含む)			

《介護予防通所型サービス A 費 料金表》

※飯塚市(7級地)の一単位あたりの単価 10.14(円)を掛けて算定。

区分	単位	料金	1割 負担金額	2割 負担金額	
通所介護型 サービス A 費	331/回	3,356 円	335 円	670 円	事業対象者・要支援 1 の方 週 1 回かつ月 5 回まで 要支援 2 の方 週 2 回かつ月 10 回まで